

議 長 確認印	
------------	--

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会会議録

1 開 会	令和元年 12 月 16 日 15 : 50
閉 会	令和元年 12 月 16 日 16 : 22
2 場 所	委員会室
3 出席委員	全委員
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	なし
6 職務出席者	議長、議会事務局長、書記
7 付議事件	第 1 委員会の進め方について 第 2 調査趣旨の決定について 第 3 運営要領の策定について その他
8 議事の経過	<p>小峰由久副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行 第 1 委員会の進め方について 委員長：運営方法についてどのような方法がよいか。 鈴木（茂）委員：提案したいのは、まず関係書類の入手で、押収されている場合は町に要請する。次の段階で参考人の招致や証人喚問をすべき。委員会を円滑に運営するための準備機関として小委員会の設置も必要だと考える。 藤田委員：小委員会の設置は、全員でも 13 名であり全員で検討してもよいのでは。 小林委員：少数精鋭で整理する機関が必要だ。 吉田（広）委員：法令上百条委員会で参考人招致はできないのではないかと。あくまで証人喚問だけだと思うがどちらを行うのか。 委員長：関係者から委員会で話を聞く場合、その当事者が話をしやすい方法と取るべきだと考える。 鈴木（茂）委員：参考人と証人喚問と分けた話は、役場関係は全て証人喚問で、民間や関係業者等については参考人が望ましいのではという考えである。 事務局長：百条委員会は証人としてだけでなく、参考人の招致も可能である。 鈴木（安）委員：小委員会などの名称は今後検討すべきだが、ある程度論点を整理することは効率的な特別委員会の運営ができると思う。 藤田委員：人選はどうするのか。特別委員会設置の採決では賛否が分かれたため、仮に賛成議員のみではまずいのではないかと。 委員長：他市町村の事例からも幹事会との名称が妥当なのでそのようにする。また人選に関する意見があったが、委員長の私見として迅速に動ける 3～4 名の委員を選びたい。議会として特別委員会を設置し、調査をするという方向性は一致しており、人選</p>

については委員長に一任いただきたい。

鈴木（安）委員：あくまで論点整理の場で、決定等は委員会で行うため人選について委員長一任でよい。

委員長：幹事会メンバーについて、鈴木安次委員、鈴木茂委員、吉田克則委員と正副委員長の計 5 名とする案について採決する。

（委員長案に賛成多数）

委員長：このメンバーによって幹事会を設置する。次に委員会の日程については、幹事会は随時開催する事となるが、年明け 1 月 7 日召集としたいがどうか。

七宮委員：先ほどの関係書類の話はすぐに入手可能なのか。

事務局長：基本的なやり取りは議会と町の間でやり取りをする事から始まり、町と検察で押収書類の返却等により書類が入手できる流れだが、押収書類目録からどの書類を入手するのかの検討は今後必要になる。

藤田委員：仮に捜査結果が特別委員会の調査結果より早く出た場合の対応はどうするのか。

委員長：捜査結果が早く出た段階で委員会も結論づけをしていかなければならない。

七宮委員：委員会の終期はいつ頃を予定しているか。

委員長：おそくとも 2 月いっぱいでは結果とりまとめを行いたい。今後の日程は幹事会により動く事となるが、書類の入手が先決事項。内容精査して次回委員会の招集を決めていきたい。

（全員異議なし）

委員長：次回委員会招集は幹事会の結果次第とする。

## 第 2 調査趣旨の決定について及び第 3 運営要領の策定について

委員長：事務局長から説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明する。）

委員長：何か質疑はあるか。

小林委員：調査趣旨の内容について、10 月 8 日の全員協議会で検察からの指導等により一方的に質疑を行わなかった件は、あくまで会の主宰者たる議長が質疑の有無は決定できるので、これを調査趣旨に盛り込むのは反対である。

副委員長：この件についても幹事会で調整等を行う事としたい。

その他について

委員長：その他何かあるか。

事務局長：町側に対し、押収された目録を早急に委員会で取り寄せする依頼をしたい。

鈴木（安）委員：幹事会開催は町側の返答後でよいと思う。

委員長：その他無ければこれで終了する。

副委員長閉会

埤町議事會委員會條例の第 27 條の規定により署名する。

令和 年 月 日

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員會  
委員長